

「症例データ等を用いた対外発表(症例報告、論文投稿等)を宮城県立がんセンター職員が行う際のプライバシー保護のためのガイドライン」

当センターの職員が医学や医療の発展・向上を目的に、学会や各種研究会、セミナー等に対して症例報告や医学論文の投稿等により対外発表を行う際には、患者さんもしくはそのご家族等(以下、対象者等)に関して過去を含めた診断や治療や検査の内容および結果や経過、家族歴等(以下、症例データ等)について、必要な範囲において言及を行うことがあります。

研究を実施した結果の発表が目的であるなどの理由で倫理審査の対象となっている場合を除き、こうした対外発表は倫理審査が行われない場合も含まれますが、対象者等となられた皆さんのプライバシー保護の重要性に何ら変わりはありません。

以下に示すのは、症例データ等を用いた対外発表を行う際にプライバシー保護のために当センター職員が留意すべきことに関するガイドラインです。

- ①対象者等の個人を特定可能な事項(氏名、患者 ID、イニシャル、「呼び名」等)は記載しない。
- ②対象者等の住所は記載しない。ただし、疾患の発生地が病態等に関与する場合は区域までに限定して記載可。(仙台市以外の地域は県南・県北など大まかな表記まで)
- ③日付は臨床経過を知る上で必要となることも多いが、個人が特定できないと判断される場合でも、年月までの記載に留める。
- ④他の情報と診療科名を照合することにより対象者等が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- ⑤既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。ただし、救急医療等で搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- ⑥顔を含む写真を提示する際には必要箇所のみを拡大写真とする。やむを得ず顔全体の写真を提示する必要がある場合には目を隠す。
- ⑦症例を特定できる番号等(検査 ID、画像 ID、撮影日等)は削除する。
- ⑧以上の配慮をしても個人が特定される可能性のある場合は、発表に関する同意を対象者自身(または法定代理人)から得る。対象者が故人の場合は、遺族から同意を得るか倫理審査委員会の承認を得る。

2023 年 5 月 17 日

宮城県立がんセンター倫理審査委員会

※このガイドラインは、日本外科学会を始めとして多くの医学系学会が賛同している「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」(https://jp.jssoc.or.jp/modules/aboutus/index.php?content_id=44)を参考に作成されました。